

令和4年

目黒区教育委員会

第23回定例会会議録

(令和4年6月28日開催)

第23回目黒区教育委員会定例会会議録

開催年月日 令和4年6月28日

開催場所 教育委員会室

出席委員	教育委員会教育長	関根義孝
	教育委員会教育長職務代行者	笹尾敦夫
	教育委員会委員	松村真理子
	教育委員会委員	川嶋春奈
	教育委員会委員	片山 寛

出席職員	教育次長	谷合祐之
	教育政策課長	濱下正樹
	学校統合推進課長	関 真徳
	学校ICT課長	藤原康宏
	学校運営課長	香川知子
	学校施設計画課長	岡 英雄
	教育指導課長	寺尾千英
	教育支援課長	山内 孝
	統括指導主事	石邑由紀子
	統括指導主事	工藤邦彰
	生涯学習課長	高山和佳子
	八雲中央図書館長	伊藤信之

書記	田 渕 明 美
	森 高 健二郎

(議事日程)

日程第 1	協議事項	幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について
日程第 2	報告事項	令和 4 年第 2 回区議会定例会一般質問の答弁（要旨）について
日程第 3	報告事項	令和 3 年度目黒区立学校における体罰等の実態把握調査の結果について
日程第 4	報告事項	令和 4 年度目黒区立中学校における部活動の状況について
日程第 5	報告事項	区立学校等における新型コロナウイルス感染者の発生状況について

資料配布

- ・ 令和 4 年 8 月行事予定表
- ・ 職員のワーク・ライフ・バランス推進計画素案について（案）
- ・ 夏の子ども電話・メール相談

(午前9時30分開会)

- 教育長 令和4年第23回目黒区教育委員会定例会を開会します。本日の欠席委員、欠席職員はいません。署名委員は、川嶋委員です。
- それでは、日程第1を議題とします。

(日程第1 幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について(協議事項))

- 教育指導課長 (資料により説明)
- 教育長 この件についてご質問等がありますか。
- 特にないようですので、この協議を了承します。
- 次に日程第2を議題とします。

(日程第2 令和4年第2回区議会定例会一般質問の答弁(要旨)について(報告事項))

- 教育政策課長 (資料により説明)
- 教育長 この件についてご質問等がありますか。
- 委員 教育長答弁の中に「教員採用試験受験者の中で正規教員として採用に至らなかった者の中から」と記載がありますが、この採用に至らなかった者の詳細について教えてください。
- また、目黒区では今年度そのような教員が何人ほど勤務しているのか教えてください。
- 教育指導課長 その方々は、教員採用試験の一次選考又は二次選考における不合格者ですが、教員免許を持った方です。手元に資料がないため、臨時的任用教員の正確な人数はお答えできませんが、今年度も複数名います。
- 教育長 その他ご質問等ありますか。
- 特にないようですので、この報告を受けました。
- 次に日程第3を議題とします。

(日程第3 令和3年度目黒区立学校における体罰等の実態把握調査の結果について(報告事項))

○教育指導課長 （資料により説明）

○教育長 この件についてご質問等がありますか。

○委員 項番３の調査方法について質問があります。校長による教職員への個別調査を行うとのことですが、これは身内による調査であるような印象を受けました。

（２）の児童・生徒を対象とした質問用紙による調査について、用紙の回収は教職員が行っているのでしょうか。そうであれば、学校内部の身内の調査という印象が強まりますので、外部の第三者に当たる者に調査を依頼すべきであると思いますが、この点について事務局の見解を教えてください。

また、この体罰の実態調査を他区も行っているのであれば、他区はどのような形式で調査を行っているのか教えてください。

○教育指導課長 本調査は、東京都教育委員会の調査依頼に基づくもので、質問用紙等の資料は用意されたものを使用しています。

教職員への調査は、事前に行う子どもたちへの暴力・暴言等の有無に関する調査に基づき、実際の指導内容や、指導が困難な児童・生徒への対応について個別に聴取を行っています。

児童・生徒への紙面による調査は、まず、全校朝会等で、校長から、アンケートへの回答により不利益を受けることはないこと、質問用紙は校長・副校長以外の者は読まないことを説明します。その後、監督者を適切に配置し、それぞれの教室で回答してもらいます。回答用紙は、校長・副校長が各教室を回って回収しています。

この調査は、東京都教育委員会が実施しているため、区市によっては多少の工夫はしているかもしれませんが、概ね同様に実施されているものと考えています。

○委員 そのような調査の実施により、教職員の自覚を促す効果が生じると思いますので、継続していただきたいです。

ただ、アンケートへの記載や直接声を上げることができない子どもが出てくる場合にも備えて、何らかの通報制度を検討していただきたいです。

○教育指導課長 この体罰調査実施期間以外にも、子どもたちが安心して過ごせるよう対応をしています。

本調査を契機として、いじめや嫌だったことに関する相談が別途入ることもあります。

また、本調査実施前の保護者向けの通知では、体罰のほか、

心配なことがあれば、何でも学校に相談するようアナウンスしています。今後も子どもたちの声を適切に拾い、安全・安心に学校で過ごせるように指導してまいりたいと思います。

○教育長

調査方法についてですが、資料の記載ですと定期的な調査時期が来たため、校長が各教員へのヒアリングを実施し、子どもたちにアンケートをしているように受け取られてしまうおそれがあります。そうではなく、教員は常に体罰をしてしまったと思ったら上司に報告しなければならず、子どもたちも体罰を受けたと感じたら教員に申し出るものであり、校長は常に教員や子どもたちの実態を把握するよう努めなければなりません。その対応と併せて、本件調査も行っているという理解でよろしいですか。

○教育指導課長

体罰等に関しては、本調査実施期間に限らず、日々、対応を行っています。加えて、体罰防止月間や、夏期休業日前には服務事故防止の研修も実施しています。

各学校では、体罰の事例を基に、どのように対応するべきであったかを考え、注意すべきことを協議したり、体罰防止に向けたスローガンの作成を考える中で、感情のコントロールについて話し合う機会等を設けています。

また、自己点検表を管理職に提出し、必要に応じて管理職から教員に個別に話を聴くこともあります。このように、年間を通して、様々な場面で対応しているところです。

○教育長

その他ご質問等ありますか。

特にないようですので、この報告を受けました。

次に日程第4を議題とします。

(日程第4

令和4年度目黒区立中学校における部活動の状況について
(報告事項))

○統括指導主事 (資料により説明)

○教育長

この件についてご質問等はありませんか。

○委員

部活動の成果が気になりますので、生徒の人数だけでなく、それぞれの部活動の成果についてもまとめていただけると嬉しいです。

次に、表面の文化部の項番5の「理科・科学・実験」を部活動としている学校が東山中学校と目黒中央中学校の2校だけと

なっています。他校では、こういった部活動がありません。ご存じのとおり、目黒区は理科の学力が芳しくない現状なので、このような部活動が盛り上がれば、学力向上に多大な貢献をするのではないかと思います。この部活動の活動内容について、事務局が他校に紹介することを検討していただけると嬉しいです。

最後に、裏面の「2 部活動顧問・指導員の配置」についてですが、外部指導員の人数が少ない印象を受けました。特に生徒数の多い目黒中央中学校や大島中学校、東山中学校については、外部指導員を増員してもよいのではないかと思います。外部指導員の活用にあたっては、一定の水準以上の人材であることが求められるため、簡単にはいきませんが、今後具体的な目標を定めて増員していくことを検討していただきたいです。

○統括指導主事 部活動の成果については、今後調査方法や報告方法を検討します。

次に、「理科・科学・実験」の部活動についてですが、部活動は生徒の自主的・自発的な参加により実施するもので、設置に至る道すじは2通りあります。一つは、生徒たちが理科・科学の実験に関する部活動をやりたいと教員に申告するものです。もう一つは、理科・科学の実験を得意とする教員が、同好の会を立ち上げることを生徒たちに勧めるものです。いずれにしても、生徒が自主的・自発的に取り組みたいという気持ちを尊重して設置するものですので、生徒の理科や科学に対する意欲を育む必要があるものと考えます。その取組方法については、今後、研究していきたいと考えています。

最後に、部活動の外部指導員についてですが、これは教員の負担軽減の一環としても行っているものです。部活動を担当する教員が外部指導員の協力を希望する場合には、地域と連携して人材を確保するとともに、学校運営課とも連携しながら、指導体制の充実に取り組んでいきたいと考えています。

○委員

部活動の質の向上のためには、指導員の存否が大きな影響を与えたいと思います。例えば、第九中学校と目黒中央中学校にはダンス部があり、部員がたくさんいますが、他校にはありません。また、将棋部も1校のみとなっています。

このため、他校でダンスなどをやりたい生徒が多数いても、指導員がおらず、活動を行えないというケースもあると思いま

す。目黒区では、他校の生徒が異なる学校の部活動に参加できる取組は行っていないのですか。

○統括指導主事 部活動の参加については、生徒たちの自主的・自発的な意欲によるものですが、指導者の有無は、部活動の設置に直接影響を与えます。部活動の設置状況は、各学校がホームページで情報発信していますので、第6学年の児童は中学校進学前に情報を得ることができます。また、中学校には隣接中学校希望入学制度がありますので、児童自身の学区域の中学校にない部活動が隣接学区の中学校にあつて入部を希望する場合、部活動を理由として本制度を利用する方法があり、一定程度、部活動の選択の余地はあるものと考えています。

一方で、例えばA中学校に在籍し、B中学校の部活動に参加したいという希望があつたとしても、部活動の活動時間やA中学校からB中学校までの移動時の安全確保などの課題があり、両学校で合同チームを組むといった特殊な事情がある場合を除き、他の中学校の生徒を受け入れている部活動はありません。現時点では、隣接中学校希望入学制度を利用して選択の幅を広げるか、又は入学後に同好の友人を集めて、所属する中学校の教員に相談し、自分たちの力で部活動を設置するという方法のみとなっています。

○教育長 その他ご質問等ありますか。
特にないようですので、この報告を受けました。
次に日程第5を議題とします。

(日程第5 区立学校等における新型コロナウイルス感染者の発生状況について(報告事項))

○学校運営課長 (資料により説明)

○教育長 この件についてご質問等はありませんか。
特にないようですので、この報告を受けました。
議事の都合により暫時休憩とします。

(午前10時51分から午前10時52分まで 休憩)

○教育長 休憩前に引き続き会議を開きます。
7月5日及び8月16日開会予定の定例会については休会と

します。

- 資料配布
- ・令和４年８月行事予定表
- ・職員のワーク・ライフ・バランス推進計画素案について（案）
- ・夏の子ども電話・メール相談

○教育長 その他なにかありますか。
特にないようですので、以上で本日の定例会を閉会します。

（午前１０時１９分閉会）